

※※※  
令和 2 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 2 年 9 月 8 日 提 出

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

## 目 次

同意第17号 教育委員会委員の任命について	1
同意第18号 教育委員会委員の任命について	2
報告第5号 令和元年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	3
認定第1号 令和元年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号 令和元年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号 令和元年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号 令和元年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号 令和元年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
認定第6号 令和元年度東浦町下水道事業会計決算の認定について	別添
議案第34号 東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	5
議案第35号 東浦町税条例等の一部改正について	6
議案第36号 東浦町都市計画税条例の一部改正について	30
議案第37号 東浦町手数料条例の一部改正について	31
議案第38号 令和2年度東浦町一般会計補正予算（第8号）	別添
議案第39号 令和2年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第40号 令和2年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第41号 工事請負契約の締結について（東浦町勤労福祉会館外壁等改修工事）	33

同意第17号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

浅 田 謙 司

東浦町大字緒川 昭和27年生

提案理由

教育委員会委員久米賢治の任期が、令和2年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第18号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月8日提出

東浦町長 神谷明彦

水野善久

東浦町大字緒川 昭和38年生

提案理由

教育委員会委員水野善久の任期が、令和2年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

報告第5号

令和元年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項  
の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監  
査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月8日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

令和元年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— ( $\triangle 7.47$ )	13.39	20.00
連結実質赤字比率	— ( $\triangle 26.00$ )	18.39	30.00
実質公債費比率	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	— ( $\triangle 22.6$ )	350.0	

注 ( ) 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剩余额がある場合

議案第 34 号

東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 町長等は、町長等の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額について免れるものとする。

(法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額)

第 3 条 法第 243 条の 2 第 1 項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 町長 6

(2) 副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 職員（前 2 号に掲げるものを除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

提案理由

町長等の損害賠償責任の一部を免れさせるため提案するものである。

議案第 35 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(個人の町民税の非課税の範囲)	(個人の町民税の非課税の範囲)
第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第 2 号に該当する者にあっては、第 51 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第 2 号に該当する者にあっては、第 51 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) 略	(1) 略
(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)	(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)
2 略	2 略
(所得控除)	(所得控除)
第 33 条の 2 所得割の納稅義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納稅義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定に基	第 33 条の 2 所得割の納稅義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納稅義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基

<p>より基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものと除く。)若しくは法<u>第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲</p>	<p>基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものと除く。)若しくは法<u>第314条の2第5項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲</p>
---	---

<p>げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2から9まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1個当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる<u>製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)</u>の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5から10まで 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、</p>	<p>げる者を除く。)については、この限りではない。</p> <p>2から9まで 略 (たばこ税の課税標準)</p> <p>第86条 略</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる<u>製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>5から10まで 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第21条、第41条の2第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第66条第2項、第90条第5項、第93条第2項、</p>
---	--

第125条第2項(第132条において準用する場合を含む。)及び第126条第2項(第132条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前

第125条第2項(第132条において準用する場合を含む。)及び第126条第2項(第132条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前

条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の

条第2項の規定により第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第50条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第50条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

## 2 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の

<p>適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 63 条若しくは第 64 条</u>」とする。</p>	<p>適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 57 条の 2 第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、<u>第 61 条若しくは第 62 条</u>」とする。</p>
<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p>
<p>第 10 条の 2 略</p>	<p>第 10 条の 2 略</p>
<p>2 から 26 まで 略</p>	<p>2 から 26 まで 略</p>
<p>27 法附則第 64 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。</p>	<p>27 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>
<p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日までの間</u>(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 2 年 9 月 30 日までの間</u>(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 73 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>	<p>(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)</p>
<p>第 17 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当</p>	<p>第 17 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当</p>

第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

## 2 及び 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

## 第 17 条の 2 略

### 2 略

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 3 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

## 第 24 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定す

する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

## 2 及び 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

## 第 17 条の 2 略

### 2 略

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

る指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(納期限後に納付し又は納入する税金 又は納入金に係る延滞金)	(納期限後に納付し又は納入する税金 又は納入金に係る延滞金)
第21条 納税者又は特別徴収義務者は、 第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第74条の6第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、	第21条 納税者又は特別徴収義務者は、 第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第51条の7、第61条、第74条の6第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、

<p>第125条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項      (これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p>	<p>第125条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで 略</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項      (これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p>
---	--

<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 22 条 前条、第 41 条の 2 第 2 項、第 46 条第 5 項、第 48 条第 2 項、<b>第 50 条第 1 項</b>、第 51 条の 12 第 2 項、第 66 条第 2 項、第 90 条第 5 項、第 93 条第 2 項、第 125 条第 2 項並びに第 126 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p>	<p>(年当りの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 22 条 前条、第 41 条の 2 第 2 項、第 46 条第 5 項、第 48 条第 2 項、<b>第 50 条第 1 項及び第 4 項</b>、第 51 条の 12 第 2 項、第 66 条第 2 項、第 90 条第 5 項、第 93 条第 2 項、第 125 条第 2 項並びに第 126 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>(町民税の納税義務者等)</p>								
<p>第 25 条 略</p>	<p>第 25 条 略</p>								
<p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する<u>収益事業</u>（以下この項及び<b>第 30 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。<u>同号</u>において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<b>第 46 条第 9 項から第 16 項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</b></b></p>	<p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する<u>収益事業</u>を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。<b>第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<b>第 46 条第 10 項から第 12 項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。</b></b></p>								
<p>(均等割の税率)</p>	<p>(均等割の税率)</p>								
<p>第 30 条 略</p> <p>2 第 25 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>	<p>第 30 条 略</p> <p>2 第 25 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をい</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をい	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をい</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をい	略
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額をい	略								
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 アからエまで 略 オ 資本金等の額(法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をい	略								

<p>う。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	<p>う。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>
<p>2から9まで 略</p>	<p>2から9まで 略</p>
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間</u>中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間</u><u>若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間</u>中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>
<p>4 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務があ</p>	<p>4 略 (法人の町民税の申告納付) 第46条 町民税を申告納付する義務があ</p>

<p>る法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 31 項、第 34 項及び第 35 項</u>の規定による申告書（<u>第 9 項、第 10 項及び第 12 項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、<u>第 31 項及び第 35 項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第 34 項</u>の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び<u>第 2 項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>る法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項</u>の規定による申告書（<u>第 10 項、第 11 項及び第 13 項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項、第 19 項及び第 23 項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第 22 項</u>の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び<u>第 3 項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び<u>第 10 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び<u>第 11 項</u>又は第 68 条の 91 第 4 項及び<u>第 10 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び<u>第 9 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 37 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び<u>第 10 項</u>又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び<u>第 10 項</u>の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

<p>5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書（同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）略

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）略

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定

<p>の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p><b>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととさ</b></p>	<p>の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 略</p> <p><b>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第50条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第50条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第50条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第50条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第20条の2の規定を適用することができる。</b></p> <p><b>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととさ</b></p>
---	---

れている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならぬ。

## 10 略

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて、町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限ま

れている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならぬ。

## 11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて、町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出

<p>でに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>	<p>期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p>
<p><u>13 略</u></p>	<p><u>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。</u></p>	<p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りではない。</u></p>
<p><u>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りではない。</u></p>	<p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りではない。</u></p>
<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p><u>第48条 略</u></p>	<p><u>第48条 略</u></p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の</p>

に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知を

<p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、<u>第2項又は第31項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>（1）及び（2）略      （法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第50条 略      2及び3 略</p>	<p>した日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、<u>第2項、第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>（1）及び（2）略      （法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第50条 略      2及び3 略</p> <p><u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）</u></p>
--	---

は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第50条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人に

	<p><u>ついてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第50条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p>
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第86条 略	第86条 略
2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が <u>1グラム</u> 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの <u>1本</u> に換算するものとする。	2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が <u>0.7グラム</u> 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの <u>0.7本</u> に換算するものとする。
表 略	表 略
3から10まで 略	3から10まで 略
附 則	附 則
(延滞金の割合等の特例)	(延滞金の割合等の特例)
第3条の2 略	第3条の2 略
2 当分の間、 <u>第50条第1項</u> に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。	2 当分の間、 <u>第50条第1項及び第4項</u> に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(東浦町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 東浦町税条例等の一部を改正する条例(令和元年東浦町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(個人の町民税の非課税の範囲)	(個人の町民税の非課税の範囲)
第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。	第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第2号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
(1) 略	(1) 略
(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)	(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は <u>単身児童扶養者</u> (これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)
2 略	2 略
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) 略	(4) 第1条中東浦町税条例第26条第1項第2号の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
第5条 略	(5) 略
第6条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第26条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。	第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例第26条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
第6条 略	第6条 略
第7条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定は、	第7条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定は、

令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。	令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
---	---

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東浦町税条例附則第15条の2の改正規定及び第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中東浦町税条例第86条第2項及び第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第2条中東浦町税条例第86条第2項の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

### (延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条本文に規定する施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

### (町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第26条第1項第2号、第33条の2及び第35条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第25条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に

規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の町民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の町民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第36号

東浦町都市計画税条例の一部改正について

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例

東浦町都市計画税条例（昭和49年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の附則を改正後の欄の附則に改める。

改正後	改正前
附 則 1から15まで 略 (読替規定)	附 則 1から15まで 略 (読替規定)
16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、 <u>第47項</u> <u>若しくは第48項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第63条</u> 」とする。	16 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで <u>若しくは第47項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第61条</u> 」とする。
17 略	17 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定中「第61条」を「第63条」に改める部分は、令和3年1月1日から施行する。
- 前項本文の規定による改正後の東浦町都市計画税条例附則第16項の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第37号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年9月8日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和59年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民基本台帳の閲覧手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から 住民基本台帳の閲覧手数料の項まで 略					
<u>住民 票に 記載 した 事項 に關 する 證明 書の 交付 手数 料</u>		<u>1通 につ き</u>	<u>200 円</u>	<u>交付 のと き</u>		<u>住民 票に 記載 した 事項 に關 する 證明 書の 交付 手数 料</u>		<u>1通 につ き</u>	<u>200 円</u>	<u>交付 のと き</u>	
						<u>個人 番号 の通 知力 ード の再 交付 手数 料</u>		<u>1枚 につ き</u>	<u>500 円</u>	<u>申請 のと き</u>	

個人番号カードの再交付手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略						料

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

個人番号の通知カードの再交付手数料を廃止するため提案するものである。

議案第 41 号

工事請負契約の締結について（東浦町勤労福社会館外壁等改修工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 東浦町勤労福社会館外壁等改修工事  |
| 2 路線等の名称    | 東浦町勤労福社会館   |
| 3 工 事 場 所   | 知多郡東浦町大字石浜字岐路地内   |
| 4 工 事 概 要   | 東浦町勤労福社会館（鉄筋コンクリート造、2 階建、延床面積 2,694.49 平方メートル）の外壁等改修に伴う建築及び電気設備工事一式 |
| 5 契 約 金 額   | 65,670,000 円  |
| 6 契約の相手方    | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1<br>東浦土建株式会社<br>代表取締役 長坂 勝之                   |
| 7 契 約 の 方 法 | 一般競争入札  |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。